

成る多クトシ之月廿。明社ヲ申渡シタシ他一二名同姓同族
業シ物ニシテモナシ。

要本ノ位。

- 一、株 橋田一松ノ親社ク取返シテ。
 - 二、不良股ニ即時排斥スルコト
 - 三、不良輩ノ改善スルコト。
 - 四、全株業者ニ対シテ再ニ田界院ニテ
 - 五、労働者ノ加入ヲ限ルコト
 - 六、労働ノ場合ニ全社ニ於テ日院ノ例ノ如ク支給スル
ヲ改良
 - 七、其ノ他何事モキレキ条件ニノ解決ヲ
- 解決条件。
- 一、株主。此ノ月廿日迄ノ日院ノ親股スルノ返納手續トシ

- 二、労働者。加入ヲ限ル
- 三、他ノ批准。

④ 古物高松井儀ニ付

- 一、労働者。二一五
 - 二、他ノ批准。一一九
- 班組ノ例ニ同照北都支部

古田院位迄。

故井ハ古物高トシテ古重銀ク買ハシラシコトトモテ一切レ
ノコトヲ古物カニ防ノ注海ナクハレリノ働者トシテハ家ヲ為
スルノ力カニ働者トシテコトヲモサニ世業ヲ求メテトシメテ
業主ハ位ニ居テ其ノ却テ反抗的然ル者ト出テ三月廿四
日全是ノ新業ヲナシ